

教育委員会 9 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 9 月定例会
開催日 令和 3 年 9 月 27 日（月）午後 2 時 30 分～午後 3 時 28 分
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、秋元委員、中川委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、宮永学校教育部部長兼施設給食課長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、川原教育政策総務課長、牧野学務課長、平野教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、大久保社会教育課課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長、赤堀青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 9 月定例会を始めさせていただきます。
本日の署名人は、秋元委員にお願いいたします。
本日の案件は、報告事項が 7 件、議決事項が 6 件でございます。
それでは、まず本日の配付資料について確認をいたします。
事務局から説明をお願いします。
はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。
教育委員会定例会の議案書、別冊資料として議案第 31 号「令和 2 年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」、議案第 32 号「寝屋川市の就学前教育・保育の推進一市立幼稚園・保育所再編実施計画一の策定について」の以上 3 点でございます。
なお、教育長及び委員の皆様には、報告第 29 号及び報告第 30 号に関する資料も配付しております。個人情報が含まれた資料でございますので、会議終了後、机上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。
以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、「8月・9月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から、報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

8月・9月の一般事務報告をいたします。

まず、8月30日に令和2年度の教育行政事務の点検評価会議を開催いたしました。

次に、8月30日から9月21日まで開催されました、令和3年9月市議会定例会でございますが、9月1日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)、9月3日に予算決算常任委員会(全体会)が開催されました。

また、9月8日から10日まで一般質問が行われ、9月15日に文教生活常任委員会協議会が開催されました。

なお、8月の教育委員会定例会において承認いただきました、「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、9月市議会定例会において可決されましたことを、併せて御報告いたします。

次に、本日9月27日に教育委員懇話会及び教育委員会9月定例会を開催しております。

続きまして、令和3年9月1日付けで施行しております、申請等書類への押印を求める要綱等の規定の適用に関する要綱の制定につきまして、御報告いたします。

内容といたしましては、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを目的とし、教育長が定める要綱等に基づく申請等書類につきましては、原則押印を要しないことを定めたものでございます。

続きまして、教育委員会の後援状況についての御報告でございますが、8月11日から9月10日までの教育委員会の後援はございませんでした。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

8月の一般事務報告をいたします。

8月25日水曜日、第4回目の社会教育委員会議事を市立エスポアールにて開催いたしました。内容につきましては、社会教育部事業概要について(青少年課)、及びその他の案件でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、「9月・10月教育委員会行事計画書」について、お伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

まず、10月5日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、10月13日に予算決算常任委員会（後期全体会）が開催される予定でございます。

次に、10月18日に教育委員懇話会、10月25日に教育委員会10月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

先月の定例会にて、9月29日水曜日に実施予定と申しあげました中学校の体育大会につきまして、9月30日までの緊急事態宣言期間延長に伴い、10月1日金曜日に変更いたしました。

また、小学校につきましても、10月5日火曜日から順次開催いたしますので、併せて御報告いたします。

なお、昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者は児童、生徒、保護者、教職員のみとし、来賓及び地域の方の参加、御案内は控えさせていただき、規模を縮小した形で開催いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

10月8日金曜日に市立幼稚園におきまして運動会が開催されます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度同様、出席者の縮小、時間の短縮など、感染症対策を行った上で開催いたします。参加者につきましては、在園児、教職員、在園児の保護者のみとし、地域の方々と来賓の方々の出席はお控えいただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、野岸室長。

○野岸文化スポーツ室長兼課長

9月・10月の行事計画を御説明いたします。

寝屋川文化芸術祭を10月30日土曜日及び31日日曜日に、地域交流センター（アルカスホール）、市民会館などを会場として開催する予定で、実行委員会において調整を進めております。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組を行い、内容を精査した形での開催となりますが、文化芸術活動の紹介・体験、市民の日頃の活動の成果の発表などを中心に、文化芸術活動の普及、推進を図ります。引き続き、新型コロナウイルス感染者の状況等を踏まえて、開催に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「9月・10月教育委員会行事計画書」については、予定どおりよろしく申し上げます。

次に、3ページでございます。

報告第29号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第29号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては4ページを御覧ください。本職員は社会教育課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和3年9月1日から令和3年11月30日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第29号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第30号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第30号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては6ページを御覧ください。本職員は社会教育課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和3年9月17日から令和3年11月16日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第30号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、7ページでございます。

報告第31号「寝屋川市押印を求める手続等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を議題といたします。

はい、川原課長

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第31号、寝屋川市押印を求める手続等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、各条文の朗読を省略させていただき、各規則の改正内容について順次御説明いたします。

まず、寝屋川市教育委員会会議規則の一部改正でございます。内容につきましては10ページの新旧対照表を御覧ください。

第17条第1項中「署名捺印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第2項中「署名し、法人の印章をおさなければならない」を「署名又は記名押印をしなければならない」に改めるものでございます。

続きまして、寝屋川市文化財保護条例施行規則の一部改正でございます。内容につきましては11ページから15ページの新旧対照表を御覧ください。

本規則で定める第1号様式から第22号様式までを削り、第28条において必要な書類の様式は、社会教育部長が定めるものとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第31号「寝屋川市押印を求める手続等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、16ページでございます。

報告第32号『市立小中学校における「分散登校」について』を議題といたしますが、この後に続く、19ページ、報告第33号『市立小中学校における「通常登校の開始」と「選択登校制の活用要請」について』及び、22ページ、報告第34号『市立小中学校における「選択登校制の活用要請」について』、24ページ、報告第35号「緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について」は、いずれも市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応に関する内容でございますので、各議題について一括して報告を受けることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。それでは、報告第32号から報告第35号まで、一括して議題といたします。

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

ただ今御上程いただきました、報告第32号『市立小中学校における「分散登校」について』及び、報告第33号『市立小中学校における「通常登校の開始」と「選択登校制の活用要請」について』、報告第34号『市立小中学校における「選択登校制の活用要請」について』、報告第35号「緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について」、以上4件につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、17ページを御覧ください。

8月23日月曜日から8月27日金曜日の登校見合わせの後、8月30日月曜日から通常登校の開始を予定しておりましたが、8月25日水曜日に府内の感染者数が過去最多となり、市内においても子供たちへの感染が見られる状況であったことから、8月30日から9月6日までの期間を、授業のライブ配信を利用した分散登校としたものでございます。

次に、分散登校の学年につきましては、小学1年生から中学2年生は、全学級をA班、B班の2つに分け、登校と授業のライブ配信を、1日交代で実施いたしました。なお、中学3年生につきましては、進路等への配慮のため、感染防止対策を徹底した上で、通常登校といたしました。

次に、部活動につきましては、大阪府の要請も踏まえ、緊急事態宣言中は、原則休止といたしました。

次に、修学旅行や校外学習につきましては、緊急事態宣言中は、全て延期といたしました。

次に、18ページを御覧ください。

給食につきましては、8月30日月曜日から、登校にあたっている児童生徒へ実施いたしました。

次に、留守家庭児童会につきましては、9月6日月曜日まで、登校見合わせの際と同様の保育を行いました。8月30日月曜日から9月12日の日曜まで、原則家庭での保育に協力をお願いいたしました。

続きまして、20ページを御覧ください。

分散登校期間中も新型コロナウイルス感染者数が、高い水準で推移しておりましたが、児童生徒への様々な影響を考慮し、9月7日火曜日から通常登校といたしました。

その間、教室での密集を避け、感染拡大を防止するため、御家庭での授業のライブ配信の視聴の対応が可能な御家庭には、選択登校制の活用要請を行ったものでございます。なお、選択登校制に協力し、授業のライブ配信を視聴し、通常の授業を受けたと認められる児童生徒は、出席扱いとするとしております。

出席扱いにつきましては、5月定例会において、授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について御説明いたしました。現在コロナ禍等による心理的不安を含む不登校児童生徒が、自宅においてICT等を活用した場合、保護者と学校との十分な連携協力関係や対面指導、学習状況の把握等の要件を基に、不登校等支援委員会において出席扱いについて協議を行い、学校長へ助言を行っております。

今回の選択登校制の活用要請に応じ、授業のライブ配信を視聴した場合につきましても、これらの要件を基に、今後開催される不登校等支援委員会において、出席扱いについて協議を行い、学校長に助言を行ってまいります。

続いて、各教科での留意事項についてですが、例示しております。室内での合唱や管楽器演奏等の感染リスクの高い学習活動は、一時的に停止することとしております。

次に、21ページでございます。

体育活動につきましては、活動中はマスクを外し、身体的距離を確保することや、持久走は行わないなど、新型コロナウイルス感染対策を十分にとった上での実施いたしました。

次に、部活動につきましては、9月12日日曜日まで、大阪府の要請も踏まえ、原則休止といたしました。

また、修学旅行や校外学習につきましても、緊急事態宣言中は、全て延期といたしました。

次に、給食につきましては、食事前後の手洗いと会食時の会話はしない指導を徹底しております。

次に、留守家庭児童会につきましては、9月7日火曜日から放課後からの開所とし、9月12日日曜日までは原則家庭での保育に協力をお願いいたしました。

続きまして、23ページを御覧ください。

学校における感染が多く見られたことから、選択登校制の要請期間を、9月17日金曜日までとしたものでございます。

なお、選択登校制の活用要請期間中の教育活動につきましては、テストの実施にあたっては、別室での実施と個別の対応を行うこととし、学校行事、校外学習、運動会や体育大会に向けた練習は見合わせることにいたしました。

また、選択登校制に協力し、給食を利用しない場合には、後日給食費を返金することといたしました。

続きまして、25ページを御覧ください。

大阪府の緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について、各学校に通知をしたものでございます。

選択登校制の要請期間につきましては、9月17日金曜日までで変更はございませんが、緊急事態宣言中の教育活動につきまして、感染リスクの高い学習活動の一時停止や、体育活動中の身体的距離の確保、部活動の原則休止、修学旅行・校外学習の延期等、9月12日までの緊急事態宣言中の対応を、9月30日木曜日までに延長したものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、8月30日から様々な対応をいただきまして、子供たちの安心、安全ということを第一にした、適切な対応だったと思います。

選択登校制の活用要請に御協力いただいたのは、先ほどお聞きしたところ、小中学校で約800名とのことですが、このオンライン授業を受けた生徒、保護者の意識調査、実態調査を、是非これから学校が落ち着いてからでも、お願いしたいと思います。

実際にどの程度満足しているのか、あるいは授業の中身をどの程度理解しているのかということ、把握する必要はあるのではないかと思います。

この間、他府県において実態調査を実施した事例では、友達の様子が分からなくて、孤立感を感じている、不安である、更には、緊張感が続かない、ゲームをしている時間が増えた等が明らかになっています。

寝屋川市でも調査を実施し、実態について把握していただき、その状況を、私たちも知りたいというところもありますので、是非お願いしたいと思います。

その点はいかがでしょう。

○高須教育長

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

子供たちの実態等、様々把握していく必要があるかと考えておりますので、方法等については今後検討してまいりたいと考えております。

○真野委員

よろしく申し上げます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第32号『市立小中学校における「分散登校」について』、報告第33号『市立小中学校における「通常登校の開始」と「選択登校制の活用要請」について』、報告第34号『市立小中学校における「選択登校制の活用要請」について』、報告第35号「緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について」、以上4件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

27ページでございます。

議案第31号「令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第31号、令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果につきまして、「令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に関する報告書について」、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、市議会に報告書を提出するとともに、市民に公表するためでございます。

それでは、内容につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和2年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧ください。

まず、1ページ目は、点検・評価方法についてございまして、点検評価の対象は、寝屋川市教育大綱の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するために策定した寝屋川市教育大綱実施計画に基づいた主な事業でございます。

次に、3ページ以降は、教育改革重点取組『「考える力」を育む教育』から、教育改革重点取組「市民が活躍できる環境づくり」の点検評価の結果でございます。個別の内容につきましては、既に教育行政事務の点検及び評価に関する会議等でお示しをさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。議案第31号「令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、28ページでございます。

議案第32号「寝屋川市の就学前教育・保育の推進―市立幼稚園・保育所再編実施計画―の策定について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました議案第32号、寝屋川市の就学前教育・保育の推進―市立幼稚園・保育所再編実施計画―の策定につきまして、教育委員会の議決を求めるところでございます。

提案理由といたしましては、本計画は令和3年6月3日に寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会より受けた、寝屋川市における市立幼稚園・保育所の在り方についての答申に基づき、今後の就学前教育・保育の推進及び市立幼稚園・保育所の再編実施計画を策定するためでございます。

実施計画案の内容について御説明をさせていただきます。別冊資料を御覧ください。

1ページ、「I 策定にあたり」では、本実施計画案の策定までの経緯について記載しております。

市内の幼稚園、保育所園、認定こども園に通う子供たちの多くが、市立の小学校・中学校で学ぶことになることから、教育大綱で示した教育理念の考え方は、小学校教育及び中学校教育のみならず、就学前教育、保育においても重要であり、子供たちの将来にわたる学びの土台となる就学前教育、保育の内容と環境を整え、「考える力」

を育むための幼児期ならではの取組を推進することは、市の責務であると考えております。

また、少子化により家庭での親子関係や兄弟姉妹関係の中で、身に付くであろう社会性が育まれにくいことなど、従来家庭で身に付いていた力が十分に育まれていないのではないかとと思われる課題があり、これらの課題に対応するために、就学前教育・保育施設が家庭での教育を補完するものとして、子供の社会性を育む役割を担っていく必要があると考えております。

このような状況の中、未来を担う子供が健やかに成長できる環境を実現するとともに、今後の寝屋川市全体の子育て・教育を総合的に支援する観点から、本市の就学前教育・保育の推進及び市立幼稚園・保育所の再編実施計画を示すものでございます。

続きまして、3ページ「Ⅱ 本市のめざす就学前教育・保育について」でございます。現在、幼稚園、保育所園、認定こども園等の就学前教育・保育施設においては、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、それぞれのニーズや課題に応じた教育・保育が行われております。

その中で、子育て及び教育の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する企画及び総合調整に関すること、子育て及び教育の支援に関する施策の実施の推進に関することを所掌事務とする、「子育て・教育総合支援本部」を令和3年4月1日に立ち上げました。

現在、小学校及び中学校で取り組んでいる『「考える力」を身に付けたたくましく生き抜く子』を育む「寝屋川教育」について、9年間の「小中一貫教育」という観点に加え、今後、就学前の教育・保育まで視野に入れた、0歳から15歳まで連続した魅力ある保育・教育を目指し実践することで、寝屋川の子供たちを大切に育てまいります。その際、私立の幼稚園、保育園及び認定こども園等にも、御理解・御協力をいただき、取組を進めてまいります。

今後、子育て・教育総合支援本部と関係部署が連携して、寝屋川市としての魅力を発信できる特色ある就学前教育・保育について調査研究し、実践につながる取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、「Ⅲ 市立認定こども園について」でございます。

今後、「寝屋川教育」を、0歳から15歳までの一貫性のある子育て・教育環境の実現を目指して進めていく観点等から、4歳児、5歳児の教育を担っている市立幼稚園と0歳児から5歳児の保育を担っている市立保育所を統合して市立の幼保連携型認定こども園とします。

本市の目指す就学前教育・保育を本市にある全ての就学前教育・保育施設で実践していくことによって、どこの施設に通っていても小学校教育との接続が円滑になり、連続性のある学びにより寝屋川市の子供たちの成長に大きく寄与し、子供たちの利益に繋がることを期待できます。

これらを実現するためには、本市が目指す就学前教育・保育の考え方について、合

同研修会や研究発表会等により、情報共有に努める等連携を深めていく必要があり、その牽引役を市立認定こども園等が担います。

続きまして、市立認定こども園を設置する際の考え方について、3点御説明いたします。

1点目は、市立認定こども園の施設についてでございます。現在ある市立幼稚園、市立保育所はともに耐震基準を満たしており、認定こども園に移行し利用することが可能と考えられることから、新設ではなく、既存の施設を有効活用いたします。その際、0歳児から3歳児までの保育設備や調理設備等の有無の条件から、市立保育所の施設を使用し認定こども園へ移行することで、市の財政負担の軽減を図るとともに、子供たちの教育環境を整えてまいります。

2点目は、市立認定こども園における1号認定の子供の保育年齢についてでございます。現在、市立幼稚園では、4、5歳児の1号認定の子供の保育を行っております。私立幼稚園や私立認定こども園では、1号認定の子供については3歳児から5歳児の保育を行っておりますが、市全体の就学前の子供の数、公私バランス等を総合的に考慮し、市立の認定こども園の1号認定は、現在の市立幼稚園と同様、4歳児、5歳児の保育を行うこととします。

続きまして、5ページを御覧ください。3点目は、各市立幼稚園と市立保育所の位置関係と4歳児児童についてでございます。市立幼稚園4園と、市立保育所6か所の位置関係は図のとおりでございます。

市の中心部を南北に走る京阪本線の3駅に着目いたしまして、香里園駅エリアには北幼稚園とさざんか保育所がございます。寝屋川市駅エリアには、中央幼稚園とコスモス保育所があり、萱島駅エリアには南幼稚園とあざみ保育所があります。その他エリアとして啓明幼稚園とさくら保育所がございます。エリアごとの市立幼稚園・保育所の4歳児児童数と保育所定員との関係は、6ページの表のとおりでございます。

令和3年5月1日現在で、香里園駅エリアの北幼稚園とさざんか保育所については、4歳児の合計55人に対し、保育所の4歳児の定員は30人で25人の超過となり、認定こども園に移行いたしましても、現状では4歳児の保育を行うことが困難であると考えております。また、その他エリアの啓明幼稚園とさくら保育所につきましても、4歳児の合計31人に対し、保育所の4歳児の定員は28人で3人の超過となり、保護者の保育ニーズと子供の数を見据えながら状況を注視していく必要があると考えております。

他の2つのエリア、寝屋川市駅エリアと萱島駅エリアにつきましても、今後も小学校就学前子供の数の減少が見込まれることから、認定こども園に移行いたしましても、4歳児の保育を行うことは可能であると考えております。

続きまして、6ページ、「IV 市立幼稚園と市立保育所の再編による市立認定こども園の設置について」でございます。

市立認定こども園の設置につきましては、令和6年4月1日に、南幼稚園とあざみ保育所、中央幼稚園とコスモス保育所を再編し、市立の幼保連携型認定こども園を設

置いたします。北幼稚園とさざんか保育所及び啓明幼稚園とさくら保育所につきましては、保護者の保育ニーズや子供の数を見据えながら、将来的に認定こども園への移行を目指します。

これに伴いまして、南幼稚園、中央幼稚園の園児募集につきましては、令和4年度まで従来どおり実施し、令和5年度の園児募集につきましては、新しく設置する認定こども園への移行を見据えた募集といたします。

続きまして、7ページ、「V 今後について」でございます。

まず、教育・保育の推進につきましては、子育て・教育総合支援本部と関係部署が連携し、令和5年4月からの特色ある寝屋川市の新たな就学前教育・保育の開始を目指して進めてまいります。

次に、市立幼稚園と市立保育所の再編と幼保連携型認定こども園の設置につきましては、令和6年4月1日からの市立幼保連携型認定こども園の移行に向けて取組を進めてまいります。

以上のとおり、本実施計画に基づき、寝屋川市の就学前教育・保育の推進と市立幼稚園、保育所の再編について取り組んでまいります。

今後の予定でございますが、本日の教育委員会定例会にて議決をいただきましたら、10月の入園願書交付後に、入園希望者に対し説明会を実施いたします。その後、現在幼稚園に通園されている保護者、地元の住民等への説明会を実施いたします。寝屋川市幼稚園条例の一部改正等につきましては、令和4年3月の市議会への付議を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第32号「寝屋川市の就学前教育・保育の推進—市立幼稚園・保育所再編実施計画—の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、29ページでございます。議案第33号「令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」を議題といたします。

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第33号、令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表につきまして、その方法を決定するため教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市教育委員会が教育施策の改善を図るという調査の目

的を達成するとともに、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすためでございます。

30ページを御覧ください。

市の結果公表につきましては、広報ねやがわ12月号に掲載いたします。内容につきましては、全国及び市全体の平均正答率、市全体の経年比較、質問紙調査の結果、学力向上に向けた市の取組等を掲載いたします。

次に、各学校の結果公表につきましては、市教育委員会のホームページに掲載いたします。

31ページ及び32ページを御覧ください。

こちらが掲載のイメージ図でございます。内容につきましては、学校ごとの平均正答率、調査結果についての分析、今後の改善方策、学力向上の取組を掲載いたします。各学校別結果の公表に際しましては、その内容について、各学校長との協議を行ってまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

全体の結果を公表するという事は、非常に重要なことだと思います。

市教育委員会事務局の方では、今後、各学校及び市全体の状況を分析されるかと思いますが、分析にあたって、次の点を踏まえて進めていただきたいと考えております。

まず、1点目は、秋田県との正答率等の比較です。

次に、2点目は、記述式問題の正答率、無回答率です。これは相関関係があるかどうかは分かりませんが、ディベート教育の成果がここに表れないかという点も踏まえて、分析を進めていただければより良いのではないかと思います。

以上でございます。

○高須教育長

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

頂戴した御意見を踏まえ、調査、分析等を適切に進めてまいります。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第33号「令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、33ページでございます。

議案第34号「令和4年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)について」を議題といたします。

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第34号、「大阪府新学力テスト」につきまして、その参加について決定するため教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市教育委員会が各学校の状況を把握し、その改善を図るとともに、各学校が児童の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるためでございます。

それでは、実施概要について、実施要領を基に御説明いたします。まず、資料の34ページ下段から、35ページを御覧ください。

調査対象は、小学5年生と小学6年生、調査内容は、小学5年生は、国語、算数、理科、教科横断的な問題、児童アンケート、小学6年生は、教科横断的な問題、児童アンケートでございます。教科横断的な問題につきましては、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文章や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にし、自分の考えを表現したりする力を問う問題でございます。また、児童への調査に加え、小学5・6年生の学級担任へのアンケートも実施されます。

次に、35ページの下段に記載のとおり、実施日は令和4年4月18日月曜日から4月26日火曜日でございます。

次に、36ページを御覧ください。

テスト結果の取扱いにつきましては、実施後、提供資料として児童には自身の結果とともに、強みや弱み、今後の学習アドバイスを記載した個人票が提供され、学校には、各分析資料が提供されるものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第34号「令和4年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、40ページでございます。

議案第35号「寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止する規則について」を議題といたします。

はい、山口課長

○山口文化スポーツ室課課長

ただ今御上程いただきました議案第35号、寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止する規則につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市立市民体育館の利用許可申請等について、スポーツ施設情報システムを廃止し、新たに公共施設の利用に係る情報システムを利用するに当たり、本規則の廃止の必要が生じたためでございます。

41ページが規則案でございます。施行日はシステム移行日である、令和3年10月1日でございます。

なお、本規則は寝屋川市及び寝屋川市教育委員会の共管の規則でございますので、別途市長の決裁を得て、公布するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第35号「寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、42ページでございます。

議案第36号「寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口文化スポーツ室課課長

ただ今御上程いただきました議案第36号、寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市立市民体育館の利用許可申請等について、スポーツ施設情報システムを廃止し、新たに公共施設の利用に係る情報システムを利用するに当たり、本規則及び寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則を改正する必要が生じたためでございます。

内容につきましては、45ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

45ページの第5条から、50ページの第19条につきましては、スポーツ施設利用システムやスポーツ施設利用カード等に関する文言の変更及び条文の文言を整理するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規則の施行期日を令和3年10月1日とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第36号「寝屋川市立市民体育館
条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局の方から、報告事項があればお願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会9月定例会を終了させてい
ただきます。